○経済産業省告示第二百七十五号

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年十一月十五日　　経済産業大臣　世耕　弘成

都道府県名	市町村名	条第一項の規定に基づく経済センサス基礎調査規則（平成二十七年総務省令第百二十五号）第十条の規定により平成二十八年六月一日現在の調査区の番号
福島県	富岡町	○○○一　○○○二　○○○四　○○○六　○○二二～○○三二
	大熊町	○○○一～○○一四
	双葉町	○○○一～○○○九　○○一二　○○一四～○○二五
	浪江町	○○一三二　○○二六～○○三二一　○○四○　○○四二～○○四六
	飯舘村	○○二○　○○二一

○国土交通省告示第千三百三十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第二十二条の三の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四項中「以下」の下に「この条及び」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第66号の技術的な要件の規定にかかわらず、補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる１人用のものをいう。以下同じ。）のうち座席ベルトを備えるものは取り付けられていないものとみなして協定規則第66号の技術的な要件に定める基準に基づく試験重量を算出することができる。

第二十八条第二項第一号イ中「（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる１人用のものをいう。以下同じ。）」を削る。

第三十条第一項を次のように改める。

保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第６改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　補助座席のうち通路に設けられるものであること。

第三十条第三項第一号中「ものに限る。」の下に「以下この条及び第108条において同じ。」を、「取付装置」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号中「緊急自動車」を「専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車」に改め、同条第四項中「8.3.6.まで」の下に「（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」を加え、「第106条」を「第108条」に改め、同条第五項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあっては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

第三十条第六項中「保安基準第22条の３第４項」を「保安基準第22条の３第５項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第２項の告示で定める基準は、第２項に定める基準とする。

7　前項の規定にかかわらず、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、第３項第２号に掲げる基準に適合すればよい。

8　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第４項に定める基準とする。ただし、協定規則第16号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第６改訂版の規則8.1.から8.3.6.までに限る。）は適用しない。

9　前項の規定にかかわらず、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第５項第１号から第５号までに掲げる基準に適合すればよい。

第百六条第二項第一号イ中「（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる１人用のものをいう。以下同じ。）」を削る。

第百八条第一項中「各号に定める」を「いずれかに掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

三　補助座席のうち通路に設けられるものであること。

第百八条第五項第一号中「（乗車定員10人以上のものに限る。）」を削り、「取付装置」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号中「緊急自動車」を「専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車」に改め、同条第七項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあっては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第六号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。